

高齢運転者対策の充実・強化を図るための規定の整備

令和4年5月13日施行

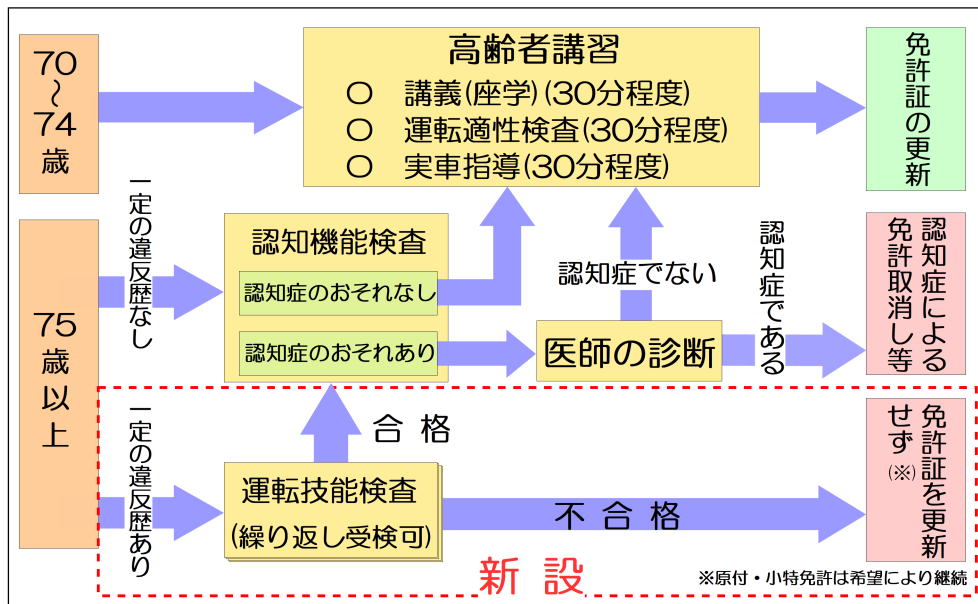
高齢運転者による交通事故情勢等を踏まえて、高齢運転者対策の充実・強化が図られました。

1 運転技能検査(実車試験)の導入

75歳以上で一定の交通違反歴がある者は、運転免許証を更新する際に、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査が義務づけられます。この検査は、更新期限の6か月前から繰り返し受検することができますが、不合格の場合は運転免許証を更新することはできません。

※運転技能検査の対象とならない高齢運転者には、実車指導をして運転技能を評価することとなります。
※一定の交通違反歴には、信号無視や過度のスピード超過などの違反歴や交通事故歴などが想定されています。

【高齢者の運転免許更新の概要】



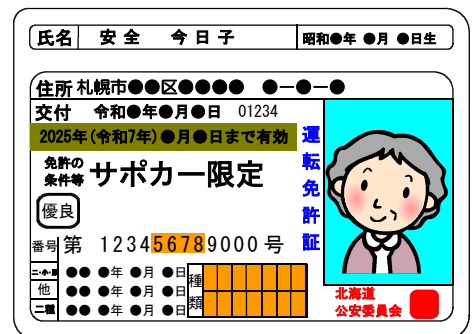
※運転技能検査(実車試験)の合格者は認知機能検査を受け、「認知症のおそれなし」と判定された場合は高齢者講習に進み、「認知症のおそれあり」と判定された場合は医師の診断を受けることとなります。

※運転技能検査の対象は普通免許であり、不合格になっても原付免許や小型特殊免許は希望により継続することができます。

2 安全運転サポート車(サポカー)限定免許の創設

申請による運転免許の条件付与等の規定が整備され、運転できる自動車等の種類を、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えた安全運転サポート車(サポカー)に限定して運転できる免許が創設されます。

出典:わかる 身につく 交通教本 (一財)全日本交通安全協会



※免許証はイメージです